に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（同法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

6　法第十条の五の三第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の五の三第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。

7　個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した器具及び備品並びに建物附属設備につき法第十条の五の三第一項又は第三項の規定の適用を受ける場合には、当該器具及び備品並びに建物附属設備につきこれらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該器具及び備品並びに建物附属設備が同条第一項に規定する経営改善設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

8　厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣は、第一項の規定により法人を指定したときは、これを告示する。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）

第五条の六の四　法第十条の五の四第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の四第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

2　法第十条の五の四第一項ただし書に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項並びに法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定並びに所得税法第九十五条の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（同法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3　法第十条の五の四第二項第一号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該個人の親族

二　当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等に該当しないものに限る。）によつて生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

4　法第十条の五の四第二項第一号に規定する政令で定めるものは、当該個人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百八条に規定する賃金台帳に記載された者とする。

5　法第十条の五の四第一項の規定の適用を受けようとする個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合（同項の規定の適用を受けようとする年（以下この条において「適用年」という。）が、法第十条の五の四第二項第四号ロに掲げる場合に該当する場合における同号ロに規定する事業を開始した日の属する年に該当するときを除く。）における当該個人の同条第二項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額（第七項において「基準雇用者給与等支給額」という。）の計算については、当該個人の当該各号に規定する調整対象基準年に係る当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第二項第一号に規定する国内雇用者（以下この条において「国内雇用者」という。）に対する給与等（同項第二号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の同項第三号に規定する支給額（以下この条において「給与等支給額」という。）は、当該各号に定めるところによる。

一　適用年において法第十条の五の四第一項に規定する事業所得を生ずべき事業（以下この条において「承継事業」という。）を相続（包括遺贈を含む。以下この条において同じ。）により承継した場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該個人の平成二十五年（法第十条の五の四第二項第四号ロに掲げる場合に該当する場合には、同号ロに規定する事業を開始した日の属する年。以下この号において「調整対象基準年」という。）に係る給与等支給額については、次に掲げる金額を合計した金額とする。

イ　当該個人の当該調整対象基準年に係る給与等支給額

ロ　当該個人の当該調整対象基準年において事業を営んでいた月に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下この条において同じ。）の月別給与等支給額を合計した金額に当該個人が当該承継事業を承継した日から当該適用年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二　平成二十五年（法第十条の五の四第二項第四号ロに掲げる場合に該当する場合には、同号ロに規定する事業を開始した日の属する年。以下この号において「調整対象基準年」という。）の一月一日（当該個人が当該調整対象基準年において事業を開始した場合には、当該事業を開始した日）から適用年の前年の十二月三十一日までの期間内において承継事業を相続により承継した場合（第四号又は第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該個人の当該調整対象基準年に係る給与等支給額については、次に掲げる金額を合計した金額とする。

イ　当該個人の当該調整対象基準年に係る給与等支給額

ロ　当該個人の当該調整対象基準年において事業を営んでいた月（当該承継事業を承継した日の属する月以後の月を除く。）に係る被相続人の月別給与等支給額を合計した金額

三　適用年において承継事業を相続により承継したことにより、当該個人が事業を開始した場合（当該個人の平成二十五年（被相続人が平成二十六年一月一日以後に当該承継事業を開始した場合には、当該承継事業を当該被相続人が開始した日の属する年。以下この号において「調整対象基準年」という。）に係る給与等支給額については、当該被相続人の当該調整対象基準年における給与等支給額に十二を乗じてこれを当該被相続人が当該調整対象基準年において当該承継事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。

四　平成二十六年一月一日から適用年の前年の十二月三十一日までの期間内において承継事業を相続により承継したことにより、当該個人が事業を開始した場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該個人の平成二十五年（当該被相続人が平成二十六年一月一日以後に当該承継事業を開始した場合には、当該承継事業を当該被相続人が開始した日の属する年。以下この号において「調整対象基準年」という。）に係る給与等支給額については、当該被相続人の当該調整対象基準年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。

五　平成二十五年（被相続人が平成二十六年一月一日以後に承継事業を開始した場合には、当該承継事業を当該被相続人が開始した日の属する年。以下この号において「調整対象基準年」という。）　当該個人の平成二十五年（当該被相続人が平成二十六年一月一日以後に当該承継事業を開始した場合には、当該承継事業を当該被相続人が開始した日の属する年。以下この号において「調整対象基準年」という。）に係る給与等支給額については、当該被相続人の当該調整対象基準年における給与等支給額に十二を乗じてこれを当該被相続人が当該調整対象基準年において当該承継事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。